

全日本おかあさんコーラス大会開催規定

【目的】

本規定は、全日本おかあさんコーラス大会の開催に関する基本的事項を定め、大会の趣旨を明確にするとともに、大会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第1章 全国大会開催規定

(名称)

第1条 名称は「第〇回全日本おかあさんコーラス全国大会」とする。

(主催)

第2条 主催は、「一般社団法人全日本合唱連盟・朝日新聞社」とする。

(後援)

第3条 「文化庁・開催地自治体及び教育委員会」を後援とすることができる。

(協賛)

第4条 協賛は、「キュービー株式会社」とする。

(開催時期)

第5条 開催時期は、毎年8月とする。

2 開催日・開催時間は実行委員会が定め、全日本合唱連盟の承認を得るものとする。

(会場)

第6条 会場は、実行委員会が定め、全日本合唱連盟の承認を得る。

2 会場は、原則として、収容人員 2,000人前後の音楽会に適する会場とする。

(交流パーティ)

第7条 交流パーティを1日目の夜開催する。

(推薦母体)

第8条 出演団体の推薦母体となる支部は次のとおりとする。

全日本合唱連盟北海道支部	全日本合唱連盟東北支部	全日本合唱連盟関東支部
全日本合唱連盟東京支部	全日本合唱連盟中部支部	全日本合唱連盟関西支部
全日本合唱連盟中国支部	全日本合唱連盟四国支部	全日本合唱連盟九州支部

(出演団体)

第9条 出演団体は、次のとおりとする。

(1) 出演団体は、次の各要件を備え、かつ所在地の全日本合唱連盟支部長の推薦を受けた団体。

ア 所在地の支部大会に参加した団体であること。

イ 支部大会申し込み時に、所在地の都道府県地区合唱連盟(以下、正会員連盟という)の加盟団体であること。

ウ 団員は、主として成人女性で編成された総数6名以上(指揮者及び伴奏者を除く)の女声合唱団であること。

(2) 各支部からの全国大会参加団体の推薦数は、支部大会参加団体数に応じて以下のとおりとする。

30団体まで	推薦数	3団体
31団体から45団体まで	推薦数	4団体
46団体から60団体まで	推薦数	5団体
61団体から75団体まで	推薦数	6団体
76団体から90団体まで	推薦数	7団体
91団体から120団体まで	推薦数	8団体
121団体から150団体まで	推薦数	9団体
151団体から180団体まで	推薦数	10団体
181団体から210団体まで	推薦数	11団体
211団体から240団体まで	推薦数	12団体
241団体から270団体まで	推薦数	13団体
271団体以上	推薦数	14団体

(3) 前号のほか特別枠として、当該年度の全国大会を開催する正会員連盟から1団体を推薦することができる。

(賞)

第10条 本大会の賞は、次のとおりとする。

(1) ひまわり賞

音楽性、芸術性、独自性、演出などを総合的に判断し、優秀団体として出演団体の約3分の1の団体に贈る。

(2) おかあさんコーラス賞

ひまわり賞受賞団体以外の優れている団体に贈る。

- (3) グランプリ
ひまわり賞受賞団体の中から最優秀賞として1日1団体に贈る。
- (4) 奨励賞
おかあさんコーラス賞受賞団体の中から奨励のため1日3団体以内に贈る。

(賞の選考)

第11条 賞の選考は、選考委員が行う。

(選考委員)

第12条 選考委員は5名とし、全日本合唱連盟が選定する。
2 5名の選考委員のうち1名は全日本合唱連盟理事から選出するものとする。

(演奏曲目)

第13条
演奏曲目は自由とする。

(演奏時間)

第14条 演奏時間は曲間を含めて8分以内とする。

(選考基準)

第15条 選考基準は、すべての出演団体について、音楽性、芸術性、独自性、演出などを総合的に判断し選考する。

(伴奏)

第16条 伴奏は自由とする。

(入場料)

第17条 入場料は有料とする。

(参加料)

第18条 参加料は無料とする。

(実行委員会)

第19条 実行委員会は、次のとおりとする。

- (1) 大会開催担当支部は、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会には、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名を置く。
- (3) 実行委員会は、以下の業務を行う。
 - ア 基本計画に基づく大会開催要項の作成、その他大会運営に関する細目の決定。
 - イ 大会の準備。
 - ウ 大会の運営。
- (4) 実行委員会は、大会の準備、運営にあたって重要と判断する事項及び本規約あるいは全日本合唱連盟決定事項の解釈に疑義のある場合は、全日本合唱連盟と協議しなければならない。
- (5) 外部との関係が生ずる案件については、全日本合唱連盟がこれを行う。

(会計)

第20条 会計処理については、次のとおりとする。

- (1) 大会の経費は、補助金収入・入場料収入・その他の収入によって支弁する。
- (2) 大会の会計事務は、全日本合唱連盟の指示のもとで実行委員会が行う。
- (3) 大会の予算書及び決算書は、実行委員会が作成し、全日本合唱連盟に報告し承認を得なければならない。予算書は、大会開催年の1月末までに、決算書は大会終了後2ヶ月以内に提出するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第21条 第9条の規定にかかわらず、本大会には、自己が、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じる者は参加できない。
2 前項に定める団体又は個人は、大会役員又はその他の関係者として関わるることができない。

第2章 支部大会開催規定

(名称)

第1条 名称は「第〇回全日本おかあさんコーラス〇〇支部大会」とする。
2 1支部で複数の会場にわたる場合は、
「第〇回全日本おかあさんコーラス〇〇支部〇〇大会」とする。
↑ (例 関西支部奈良大会)
県名

(主催)

第2条 主催は「全日本合唱連盟〇〇支部・朝日新聞社」とする。

2 1支部で教会場にわたる場合は、各正会員連盟を主催に加えることができる。

(後援)

第3条 「開催地自治体及び教育委員会・おかあさんコーラス関係文化団体等」を後援にすることができる。

(協賛)

第4条 協賛は、「キュービー株式会社」とする。

(主催・後援・協賛に関する注意)

第5条 上記主催・後援・協賛のかたちが望ましいが、開催自治体及び教育委員会が主催に入ることは差し支えない。

2 上記以外の主催・後援・協賛が入る場合は、必ず全日本合唱連盟の許可を得なければならない。

(開催期間)

第6条 支部大会は、毎年5月中旬から全国大会1ヶ月前までの期間中に開催するものとする。

2 同じ日に合唱祭等を併催しなければならない場合は、時間的な区分を明確にする。

(例えば、10時～14時おかあさんコーラス大会、15時～19時合唱祭のように区別して行く。)

(開催の要件)

第7条 1支部で複数の会場にわたり開催する場合は、1会場で10団体以上の参加があることを要件とする。

(参加資格)

第8条 参加資格は次のとおりとする。

- (1) 団員は、主として成人女性で編成された女声合唱団であること。
- (2) 一般社団法人全日本合唱連盟に所属する正会員連盟に加盟していること。
- (3) 当該支部内での大会であれば、1回に限りどこにでも参加できる。

(演奏曲目)

第9条 演奏曲目は自由とする。

(演奏時間)

第10条 演奏時間は主催者において決める。ただし、全国大会に出場の場合は全国大会規定に従うこと。(全国大会は、曲間を含めて8分以内。)

(伴奏)

第11条 伴奏は自由とする。ただし、主催者側では、ピアノ1台を準備すること。

(参加料等の決定)

第12条 参加料・入場料・参加申し込み方法は、主催者において決める。

(出演経費)

第13条 出演に要する旅費・宿泊費などは、出演団体の負担とする。

(選考委員及び講評者)

第14条 選考委員及び講評者は、次のとおりとする。

- (1) 選考委員及び講評者は、支部内で決定する。
- (2) 選考委員の中には、講評者を含めること。

(全国大会への推薦基準)

第15条 全国大会への推薦基準は、次のとおりとする。

出場団体の中から音楽性、芸術性、独自性、演出などを総合的に判断し推薦団体を決定する。

(全国大会参加団体の推薦)

第16条 全国大会参加団体の推薦については、次のとおりとする。

- (1) 全国大会に推薦する団体は、支部大会の参加申し込み時に所在地の正会員連盟の加盟団体であること。
- (2) 推薦方法は支部においてその方法を決定し、参加団体に公表しなければならない。
- (3) 全国大会参加団体の推薦数は、支部大会参加団体数に応じて以下のとおりとする。

30団体まで	…………	推薦数	3団体
31団体から45団体まで	…………	推薦数	4団体
46団体から60団体まで	…………	推薦数	5団体
61団体から75団体まで	…………	推薦数	6団体

76 団体から90 団体まで	推薦数	7 団体
91 団体から120 団体まで	推薦数	8 団体
121 団体から150 団体まで	推薦数	9 団体
151 団体から180 団体まで	推薦数	10 団体
181 団体から210 団体まで	推薦数	11 団体
211 団体から240 団体まで	推薦数	12 団体
241 団体から270 団体まで	推薦数	13 団体
271 団体以上	推薦数	14 団体

(4) 前号のほか特別枠として、当該年度の全国大会を開催する正会員連盟から1 団体を推薦することができる。

(補助金)

第17条 支部大会開催経費の一部として、全日本合唱連盟より各支部に対して補助する。

2 補助の金額については、全日本理事会で決定する。

(プログラム)

第18条 プログラムは必ず作成すること。

2 プログラムの表紙及び表2(全日本合唱連盟理事長・朝日新聞社あいさつ)、表4(キューピー株式会社広告)については、全日本合唱連盟の指定に従うこと。

3 プログラムに広告を掲載する場合は、全日本合唱連盟事務局に事前に連絡すること(特に食品メーカー・放送局等については全日本合唱連盟の許可を必要とする。)

(お土産)

第19条 協賛のキューピー株式会社より、出演者等へのお土産配布がある場合は便宜を図ること。

2 会場の規定で配布できない場合は、事前に全日本合唱連盟事務局に連絡すること。

(看板の作成)

第20条 舞台は吊り看板、会場入口は立看板として必ず作成し、正式名称・主催・後援・協賛を全部入れること。

2 会場の規定により指定どおり実施できない場合は、全日本合唱連盟に届け出て了承を得ること。

(支部大会についての報告)

第21条 各支部長は、当年の「支部大会実施計画書」を1 月末日までに全日本合唱連盟に提出すること。

2 各支部長は、支部大会終了後1 週間以内に、「全国大会参加団体推薦書」を全日本合唱連盟と全国大会実行委員会に提出すること。その際、支部大会プログラムを3 部提出すること。

(反社会的勢力の排除)

第22条 第8条の規定にかかわらず、本大会には、自己が、現在、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなったときから5 年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じる者は参加できない。

2 前項に定める団体又は個人は、大会役員又はその他の関係者として関わるできない。

(規定の改廃)

第23条 この規定の改廃は、理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附則

1 この規定は、昭和58年11月19日より施行する。

一部変更 平成 元年11月23日改正 (全国大会推薦枠を変更)

一部変更 平成 4年11月20日改正

一部変更 平成 6年 5月21日改正

一部変更 平成10年 2月22日改正 (開催地正会員連盟から1 団体推薦)

一部変更 平成10年 5月16日改正 (条文の整理)

一部変更 平成11年 5月15日改正 (全国大会グランプリ廃止)

一部変更 平成14年 5月18日改正 (全国大会旅費補助廃止)

一部変更 平成16年 2月15日改正 (全国大会への推薦数改定)

一部変更 平成17年 2月20日改正 (賞の名称変更)

一部変更 平成19年 2月19日改正 (ひまわり賞の基準改定)

一部変更 平成24年 5月19日改正 (支部名称継続使用に伴う改定)

一部変更 平成26年 2月16日改正 (全国大会の選考基準改定)

一部変更 平成26年11月21日改正 (全国大会への推薦基準の追加)

一部変更 平成27年 2月15日改正 平成28年度大会から実施(全国大会推薦数の変更)

一部変更 平成30年 2月18日改正 (全国大会でのグランプリ復活、奨励賞の内容変更)

一部変更 2019年 8月23日改正 2020年度から実施(参加資格にある家庭婦人を成人女性に変更)

一部変更 2021年 2月21日改正 2021年度から実施(全国大会の出場人数下限の変更)

一部変更 2023年 2月19日改正 2023年度から実施(反社会的勢力の排除)